

ごみステーション管理補助金の概要（八幡西区）

平成29年4月1日現在

1 趣旨

ごみステーションの清掃活動または維持管理活動を行う際に必要となる用具の購入費について、補助金を交付し清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とします。

2 補助対象物品

- (1) ステーションの清掃活動に必要な用具（ほうき、ちりとり等）
- (2) カラスや野犬によるごみの散乱を防止する用具（ネット等）

3 補助金の額

消費税を含む購入費の2分の1、ただし限度額を1ステーション5,000円とする。
(補助金の額は10円未満切捨て)

4 補助（申請）要件

- (1) 補助対象は、家庭ごみステーション、資源化物ステーション、家庭ごみ・資源化物併用ステーション
- (2) 補助を受けた用具の管理が適切に出来ること。
- (3) 2回目以降の申請については最初の補助金申請から2年を経過したステーションに限る。

5 申請書類（—注意事項—）

(1) 「ごみステーション維持管理用具購入内訳書」

- ・ ステーション代表者が購入内訳書を作成する。(いない場合町会長が作成)
- ・ レシート添付(宛名が記入できるもの)または領収書(コピーは不可)
(レシート等は振込み後返還します)

領収証の場合、宛名は町会名等をお願いします。(申請書と同じ名前)

- ・ ステーション番号が不明の場合は環境センターにお問い合わせ下さい。
(皇后崎環境センター TEL631-5337)
- ・ ステーションの利用世帯数をご記入下さい。
- ・ 1ステーションにつき1枚の「ごみステーション維持管理用具購入内訳書」を作成する。

(2) 「ごみステーション管理補助金交付申請明細表兼実績報告明細表」

- ・ 町会長名で申請
- ・ 印鑑は朱肉印(シャチハタは不可)
- ・ 補助金の額は10円未満切り捨て(補助額が4,098円⇒4,090円)

(3) 「自治区会総括表」

- ・ 自治区会会長名、町会名、申込件数、補助申請額を記入してください。

(1)(2)(3)の書類をセットで提出してください。

申請書類は、修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用出来ませんので、訂正印をお願いします。

6 補助金の振込み

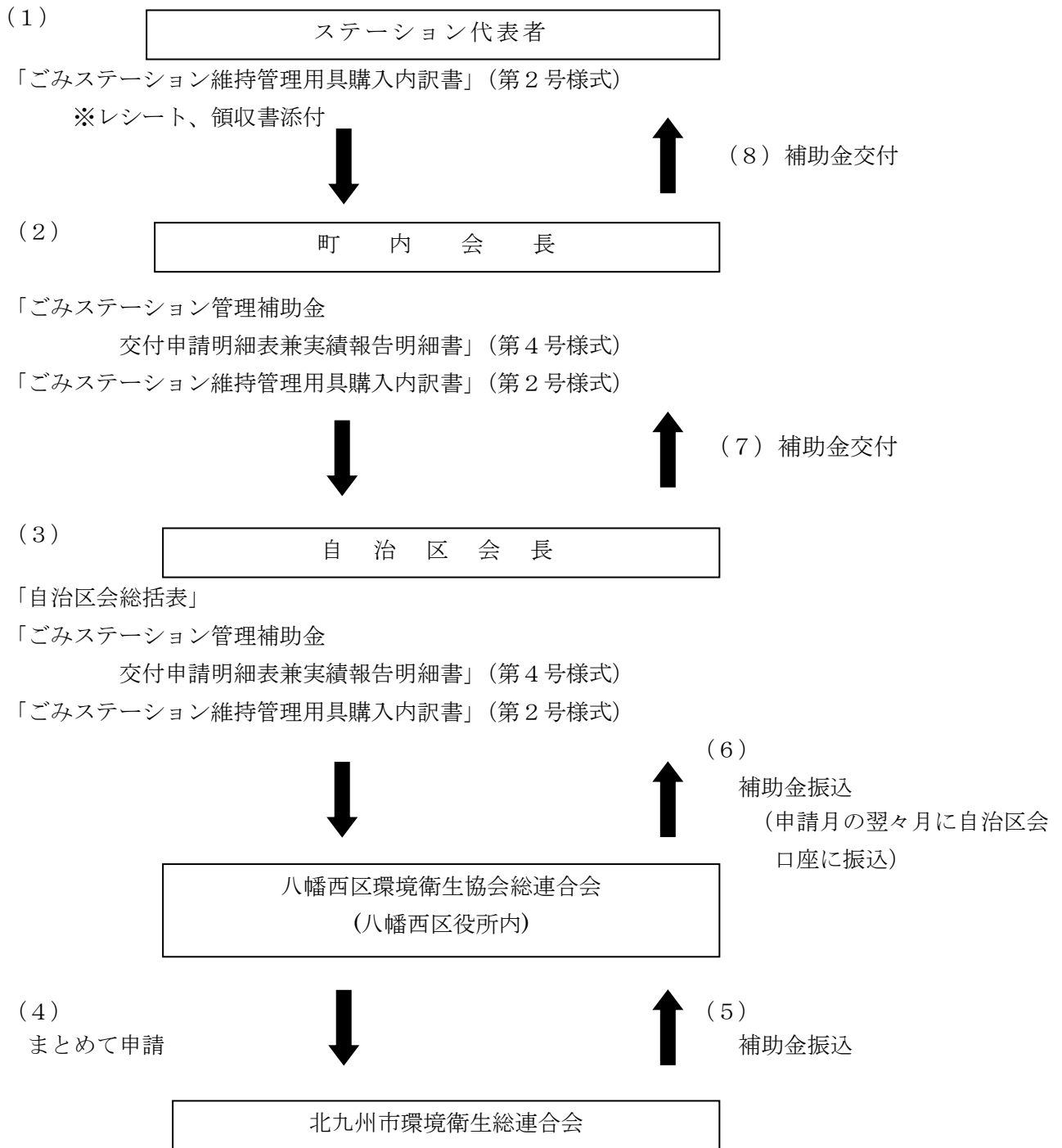
- ・ 各自治区会が管理している口座に振り込みます。

7 提出先

八幡西区環境衛生協会総連合会（八幡西区役所内）

☎ 642-2531

8 ごみステーション管理補助金の流れ



～お問い合わせ～

八幡西区環境衛生協会総連合会

〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ5階
八幡西区役所コミュニティ支援課内

☎642-2531